# 滋賀県・市町パートナーシップ のあり方検討協議会報告

平成17年2月

滋賀県・市町パートナーシップ のあり方 検 討 協 議 会

# 目 次

前文		1
テーマ1	県と市町の役割分担と負担のあり方について	3
テーマ2	県と市町の対話システムについて	1 1
テーマ3	県から市町への権限委譲について	1 5
- 参考	資料 -	
(1)	設置要綱	2 0
(2)	運営等について	2 1
(3)	委員名簿	2 2
(4)	検討協議の経過	2 3

変革の時代といわれる中にあって、地方自治を取り巻く環境も、大きく、また、様々に変化をしており、地方自治体も、今まさに大きな時代の節目の時、転換の時にあります。

まず、法制度の面では、平成 12 年(2000 年) 4 月に施行された、いわゆる地方分権 一括法によって、地方自治法をはじめとする関係法令が改正され、従来の事務区分の 見直しおよび機関委任事務制度の廃止と、それらに伴う自治事務・法定受託事務への 事務の再編成、国と地方自治体および都道府県と市町村の間の関与の廃止・縮小、関 与の法定主義をはじめとする関与の一般ルール化などを通して、団体自治が強化され、 都道府県と市町村は、対等・協力の関係となりました。

これに伴い、地方自治法においては、市町村は、「基礎的な地方自治体として地域における事務で都道府県が処理するものとされているものを除き、地域における事務およびその他の事務等を担う」こととされ、都道府県は、「市町村を包括する広域の自治体として、広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関するもの、一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを担う」こととされたところです。

また、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例により市町村が処理することができることとする事務処理の特例制度が創設されました。

このような制度改正により、市町村の規模や能力をはじめ、各地域での実情に応じて、都道府県と市町村の事務の役割分担が可能となったという意味合いもありますが、一方で、都道府県と市町村の役割分担が「曖昧」になることともなりました。こうした面は、特に、行政サービスを受ける側の住民の皆さんの視点に立った時、行政サービスの提供主体が一層わかりにくくなっているという状況に、端的に現れるところとなっています。

また、財政の面では、長引く景気の低迷を経て、現在、各地方自治体を通じて財政 状況は極めて厳しく、まさに破綻寸前といった状況にあります。国の三位一体の改革 に代表されるように、地方自治体においても、大胆な構造改革が避けては通れないと ころとなっています。

行政施策の全般に渡る徹底した選択と集中による見直しによって、効率的、効果的な行財政運営に努めるとともに、分権社会の進展の中で、自主・自立の地域経営に努めていくことが求められています。

さらに、市町村の姿もまた、大きく変わろうとしています。

本県においては、昭和30年前後の「昭和の大合併」を経る中で、160の市町村から53の市町村へと再編され、ほぼこれまでの姿となったところです。以来、約半世紀の永きにわたって、本県の発展を支え、住民の皆さんの生活に密着しつつ、その歴史を刻んできたところですが、今回の「平成の大合併」の大きな進展によって、本年2月までに、新たな6つの市が誕生しています。これにより本県の市町村数は、8市42町村から13市20町となりました。また、これら以外の各地域においても、現行の合併特例法の期限である本年3月を控えて、まさに真剣な取り組みが重ねられてい

るところです。

今後、住民の皆さんに身近な行政を担う基礎自治体である市町の行政能力の向上と、 合併後の新しいまちづくりが県下各地域で展開されていくことが、大いに期待される とともに、県と市町との新たな役割分担を築いて行くことが求められています。

こうした地方自治を取り巻く環境変化の中で、県と市町が、これからの滋賀の自治を担っていくための新たなパートナーシップの構築に向けて、協働で検討・協議を行うため、市町、県および学識経験者からなる、「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」を設置し、つぎの3点をテーマとして、幅広く検討・協議を行いました。

# テーマ1「県と市町の役割分担と負担のあり方」

- ・「市町村優先の原則」、「近接および補完性の原理」を踏まえた、 新たな役割分担と協力関係の構築
- ・県民、地域社会、NPO、企業など地域の多様な主体との協働 の推進

## テーマ2「県と市町の対話システム」

・ともすると単なる理念に終わりがちな「対等協力関係」について、統一的な取り組み方策(ルール)の構築

# テーマ3「県から市町への権限委譲」

・地域の総合的な行政主体としての住民に身近な市町の役割の拡大や、住民サービスの向上の観点などからの、新たな権限委譲 の推進

本報告は、この検討協議会における検討結果をとりまとめたものです。

今回の検討協議会の取り組みについては、県と市町が、相互に関連する重要な行政 テーマについて、対等・協力の立場での、幅広い、また、率直な意見交換を通して、 現状と課題等についての認識を共通のものとし、今後の方向性について検討すると いう、これまでにない新たな取り組みとなりました。

検討協議においては、各テーマの全般を通じて、概ね、認識や考え方等を共通のものとすることができたところであり、こうした今回の取り組みの趣旨は、今後、県と市町の対話システムや、県から市町への権限委譲の具体的な検討に引き継がれるとともに、行政の各分野や施策推進の各段階等において、広く活かされていかなければなりません。

また、それを通して、住民の皆さんの視線から見て、それぞれの県や市町の役割・施策の取り組みといったものが、より明確なものとなっていくとともに、県と市町のパートナーシップが、具体的なものとして構築され、自主と自立の地域づくりの展開につながるものと考えるところです。

# テーマ1 県と市町の役割分担と負担のあり方

1 分権型社会における県、市町、住民の役割

# 地方分権の意義

地域の多様な個性を尊重する住民主導の自立的で総合的な行政運営の仕組みを構築することである。

地方自治体とその住民による自己責任のもとでの自己決定権の拡充を目指す取り組みである。

よりよい地域づくりを目指して住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体による自主的な活動が展開され、行政と住民等が協働して自立的、総合的な地域づくり、くらしづくりが行われることが必要である。

# 住民等と行政の役割

「自助」、「互助」、「公助」という住民等と行政の役割における基本的な考え方の もと、住民等の主体的な公共的活動を優先に考え、住民自治の充実を図る。

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

<住民等と行政の役割における基本的な考え方>

個人でできることは個人で解決する(自助)

個人でできないことは地域で助け合う(互助)

自助や互助でどうしても問題解決できないことを行政が補完する(公助)

## 県と市町の役割

市町村優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえて、市町の役割をより一層 重視する。

市町は、基礎的な地方自治体として、地域における事務で県が処理するとされる ものを除いたものを処理するとされ、住民に最も身近な自治団体として住民の日常 生活に直結する仕事を総合的に処理する。

県は、市町を包括する広域の地方自治体として、広域にわたるもの、市町の連絡 調整に関するもの、規模または性質において一般の市町が処理することが適当でな いものを担い、必要に応じて市町を補完する。

県は広域の地方自治体として、市町は基礎的な地方自治体として、それぞれの性格に応じた役割分担を明確にし、相互に競合しないようにしながら、対等のパートナーとして連携、協力して地域における行政を実施する。

#### < 市町村優先の原則、近接および補完性の原理 >

地域の課題は、住民の責任ある選択により、総合的、主体的に解決することが 重要であることから、課題の解決は、住民の意思の反映などを最も行いやすい市 町村が優先的に行い、次に市町村ではできないことを県が行い、さらに、県も行 うことが適当でないことを国が行うという考え方である。

# 2 県と市町の役割分担における課題

# 住民等の公共的活動

地域づくりに積極的に参加しようという住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体による自主的な公共的活動が活発となり、地域の公共サービスの厚みを増すことが期待される。



行政が行うよりも効果的、効率的と判断される事業については、地域の多様な主体の積極的な参画を得て、「協働」をさまざまに工夫して具体的に実施することが重要である。

住民自治の充実を図る視点からも、広く住民等の理解を得ながら、住民等と行政 の役割のあり方を見直す必要がある。

# 市町合併の進展

市町合併の進展に伴い、新市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、行政能力の一層の向上が期待される。



市町村優先の原則を踏まえつつ、小規模町の事情にも一定配慮して、県と市町の 新たな役割分担と協力関係の構築を考える必要がある。

# 危機的な財政状況

右肩上がりの経済成長を背景に拡大してきたサービス水準を維持、継続すること は極めて困難な状況であり、危機的な財政状況を踏まえ、自立した行財政運営に転 換することが期待される。



危機的な財政状況等について、県と市町が共通認識を図るとともに、住民等の理解を得ながら、住民等、市町、県の役割分担を根本的に見直す必要がある。

施策全般について、県と市町はそれぞれその必要性、緊急度、重要度による見極めを徹底的に行い、より一層の効果的・効率的な行政運営の仕組みの構築が必要である。

限られた財源で、住民ニーズ等を踏まえ、受益と負担のバランスを考慮したサービスの効率的かつ適切な実現が重要である。

# 3 県と市町との具体的な役割分担

市町村優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえて、市町の役割と県の役割に関する指標は次のとおり整理できる。

なお、行政の役割は広範・多岐にわたるため、個々の事務の性格や実態等を勘案 しながら、県と市町が対等・協力のパートナーとして協働して取り組むこと、必要 に応じて県が市町を支援することも必要である。

# (1) 市町の役割

# 指標1 地域の生活に密着したものなど市町の責務として行うべきもの

地域の生活に密着したものなど本来的に市町が担うべき事務

(例) 地域コミュニティ活性化支援、商店街活性化、地域福祉、地域に密着した基盤整備

# 指標2 地域の実情に応じた取組が必要なもの

地域住民に最も近い市町が担う方が各地域の状況やニーズに応じた取り組みが進められるもの、きめ細かな対応が可能となるもの

(例) 地域的な観光振興、一般廃棄物対策

# 指標3 住民にとって市町が行った方が利便性が高く、効率的、効果的なもの

住民等に身近な市町に委ねた方が、住民や利用者にとって利便性が向上するもの、業務が効率的・効果的となるもの

(例) 地場産業の振興、生涯学習の実施

# 指標4 受益範囲が単一市町に限定されるもの

事業の対象、利用者が単一市町のみで受益範囲が限定されるもので、市町で対応可能なもの

(例) 地域内の福祉のまちづくり事業

## 指標5 単一市町における活動を対象とするもの

市町域を活動エリアとするなど活動範囲が単一市町のみの範囲に留まる地域の多様な主体への支援など

(例) 地域内の文化活動支援

# (2) 県の役割

# 指標 1 広域的な行政需要・行政対象への対応

行政対象となる物や事業が広域的である場合、施設利用者や規制対象などの行政需要が広域的に散在している場合、一市町域を超えて、活動する団体の支援や移動する対象への規制、産業活動などに対応する取組を行う場合

(例) 琵琶湖の総合保全、流域下水道事業、鉄道整備事業、新産業の創出支援、 科学技術の基盤整備、産業廃棄物対策、広域的な観光振興

# 指標 2 国・他府県・市町間等の調整等を要するものへの対応

国や他府県・市町間など一市町域を超えて広域的な調整等が必要となる課題への対応

(例) 広域的な防災対策・危機管理、県全域の土地利用計画、大気・水質等の 環境監視

# 指標3 高度な技術、専門性を要するものへの対応

高度な技術や専門的知識を必要とする事業、試験研究や検査等

(例) 生態系の調査、研究、高度で専門的な保健サービス、産業活性化に向けた技術開発

# 指標4 県域レベルで活動する公的サービス等を担う人材の養成、活用

県域レベルで活動する人材や高度な専門性を持つ人材の養成と活用 (例) 人権教育の指導者育成、社会教育指導者養成事業

# 指標 5 県域全体の方向性を導く取り組み

県が持つ財政能力や専門的人材ストック等を活かして、県域全体を先導すること、県域全体に政策の効果が及ぶことを目的として取り組む事業等

(例) 男女共同参画施策の総合的推進、環境こだわり農産物発信事業

# 4 県と市町の役割を踏まえた負担のあり方

# (1) 役割分担と負担の基本的考え方

役割と負担の基本原則 = 役割を担っている主体が事務を実施するとともに 必要となる費用を負担(地方財政法第9条)

地方自治体が住民ニーズに即応し効率的・効果的な行財政運営を行っていくためには、役割に見合った財源の確保とともに、自らの負担を前提とした自己決定・自己責任を基本とする分権型社会を構築することが求められている。

そのためには、住民自治の原点に戻り、個人でできることや地域でできることなどについては、自らが対応することを基本としつつ、行政による対応が必要なものについては、住民が、提供されるサービスによる受益とこれに対する負担の関係を踏まえて主体的に判断し、選択していけるようなしくみが必要である。

住民に対して行政サービスによる受益と負担の関係を明確にしていくためには、できる限り住民に身近な行政主体が事務を処理するとともに、税負担と行政サービスができる限り直結していることが望ましく、そのことがひいては行政責任の明確化にもつながることになる。

現行の地方行財政制度においても、市町村優先の原則を基本とするとともに、県および市町のそれぞれが担う役割を前提として財源保障がなされていることから、 役割分担と負担のあり方を考えていく場合には、役割を担う主体がこれに要する費用を負担するということを原則として考えていく必要がある。

#### (2) 県と市町の負担のあり方を考えていく上での視点

上記の原則を基本としつつも、現実には、県と市町の役割が明確に区分できない 事務が存在することや特定の行政目的を達成するための手法としての必要性など から、県または市町の一方が実施している事務に対し、他方が費用負担を行う場合 があり、主なものとして次の2つがあげられる。

- ・県が実施主体となっている事業の経費について、市町が負担している県営事業 負担金
- ・市町が実施主体となっている事業の経費について、県が特定の目的のためにその一部を助成する補助金

これらは増大する行政需要への対応などに伴って拡大し、県と市町の財政関係において大きな比重を占めるようになってきている。

これまでは、それぞれの主体が直面する課題にいかに対応するかに力点を置いて 取り組んできたところであるが、現下の厳しい財政状況も踏まえ、改めて各主体の 役割や協働のあり方を踏まえた適正な負担について、次のような視点から検証して いく必要がある。

## 視点1 役割と負担の基本原則

現行の地方財政制度では、県と市町の役割分担を前提として財源保障がされていることに加え、地方分権型社会においては、自己決定・自己責任の原則が基本となることから、まずは、「役割を担う主体が費用を負担する」という原則を基本として負担のあり方を考えていく必要がある。

## 視点2 他の主体が実施する分野において担うべき役割

市町の担うべき役割と県の担うべき役割の両側面を有する事務について、市町または県のいずれかが実施主体となる場合に、他方もその担うべき役割の側面から負担を行う必要性を考えていく必要がある。

- ・市町 = 県事業によりもたらされる行政効果によって、当該市町域内で市町 が担うべき役割に係る行政目的が同時に達成されるという観点から の負担のあり方
- ・県 = 市町が実施主体となる事業で広域的な側面を持つものについて、県域における一定の行政水準を確保する必要性などの観点からの負担のあり方

# 視点3 特定施策の奨励

県・市町の担うべき役割を基本としつつも、一定の費用負担を行うという手法により、全県的視点から特定施策の推進を図るという観点から負担のあり方を考えていく必要がある。

課題の重要性、緊急性、先導性の程度や、施策の推進効果などを勘案した 適切な負担の程度のあり方

#### 視点4 市町の財政力

地方自治体間の財政力格差については、地方交付税等を通じて一定の調整が 図られていることもあり、この視点に基づいて負担の必要性が導かれるもので はないが、適切な負担の程度を考えていく場合に、一定考慮していく必要があ る。

# (3) 各視点を踏まえた県と市町の負担のあり方

4つの視点から負担のあり方を整理すると次のようになり、視点1により役割を担うべき主体の負担を原則としつつ、視点2~4から県と市町の連携・協力関係を確保していくこととなる。

	負担の必要性の判断	負担のあり方	(補助率等)	
視点 1	県および市町がそれぞれの役割として実施すべき事務については、自らの責任としてそれぞれが負担する。	負担の基本原則から、 のについては県が、市 のについては市町がそ 負担	可の役割に属するも	
視点 2	市町が担う分野でも広域性などの観 点から、県が一定の支援を行う場合 がある。	県域における行政水 準の均衡や広域的効 果の程度等を勘案	事務事業ごとに左の 要素を勘案して適正 な負担(補助率・補 助対象範囲等)を設 定する。 ただし、負担の基本 原則から、実施主体	
	県が担う分野においても、受益の範 囲内において、市町が一定の負担を 行う場合がある。	当該市町が受ける受 益の程度を勘案		
視点 3	基本的には市町が担うべき分野であるが、特定施策を推進する上での必要性等を判断して、県が時限的に一定の支援を行う場合がある。	施策の重要度、緊急 度等を勘案	以外の負担は、実施 主体の負担以下が原 則 補助率であれば 1 / 2 上限が原則	
視点 4		財政力に応じた負担 の程度を勘案		

#### 5 まとめ

行政が分担する事務は、広範・多岐にわたっているため、下記の点に留意しつつ、 個々の事務の性格や実態等を勘案しながら、県と市町がそれぞれの役割を明確にし、 それに照らして負担のあり方について、検証・見直しを進めていく必要がある。

- ・役割分担を考える際の「自助」、「互助」、「公助」や近接および補完性の原理については、県と市町の共通理解とともに、住民等の理解が必要であり、積極的な情報提供等に努めていくこと。
- ・負担のあり方を考える際には、地方分権型社会では、自己決定・自己責任の原則が基本となることから、行政の側の意識改革に加え、住民に対しても、県や市町が直面している危機的な財政状況に対する理解や、受益と負担の適正な関係についての意識の醸成を図っていくこと。
- ・住民等の視点に立って役割分担や負担のあり方を考えるとともに、住民等との協 動を積極的に進めていくこと。
- ・県と市町の役割分担を明確にしていくなかで、両者とも担うべき役割があると位置付けられ、協力して対応することが効率的かつ効果的である事務については、 それぞれが果たすべき役割を踏まえ、新たな協力関係の構築について検討するとともに、その形態に応じた負担のあり方を検証していくこと。

# テーマ2 県と市町の対話システムについて

# 1 現状と課題

地方分権一括法による地方自治法改正で、県と市町の関係はこれまでの上下関係から対等・協力関係に大きく転換された。

県の市町(長)からの意見聴取については、事実上ケース・バイ・ケースで行っていたり、事前手続きとして義務づけている個別法はあるが、統一的なルールといったものは存在しない。

県においては、政策立案過程を県民等に公表するとともに、県民等の意見等を反映させるための機会を確保するため、平成14年度から県民政策コメント制度を実施しており、当該制度において市町が意見を提出することは可能である。しかしながら、広く県民等を対象とする制度の性格上、対象としているのは施策の基本方針や県民に権利義務を課する条例の制定(地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。)など、一定限られている。また、この制度では、市町からの問題提起を想定していないなど、県と市町が双方向に議論することができるものとはなっていない。

#### 2 対話システムの考え方

様々な行政課題に対して、県と市町が対等・協力関係のもとでそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組んでいくために、県の政策方針や計画の策定等に関して、市町に意見の事前聴取や提案の機会を確保するなど県と市町が双方向(応答性、公開性 etc...。)で議論できる制度(以下「対話システム」という。)を創設する。

対話システムの対象としては、県の政策方針、条例・規則・要綱の制定改廃(県の内部管理事項を定めるものを除く。) 行政計画等といったものが考えられる。(なお、法定手続きも対象とするか、県民政策コメントとの関係をどう考えるか、といった課題がある。)

協議の手法としては、協議を行うレベル、形態、段階または公開の方法等について、 一定のルールに基づき、案件ごとに選択して行うといったことが考えられる。

併せて、協議経過や意見等の反映結果を公表することにより、制度の運用を担保することが考えられる。

# 3 まとめ

具体的なシステム構築に向けては、以下のような留意点や検討課題等がある。

- ・「双方向性」、「客観性」、「透明性」などを制度の基本理念に位置付けたシステムとすることが重要。
- ・住民等も含めた協議のルールづくりについて、他の制度との連携も含めた工夫等。
- ・市町から県に協議するルートのシステムへの位置付け。
- ・公平性の確保のための手法の検討。
- ・政策形成過程での公表が適当でない案件の有無と、公表の取り扱い。
- ・既存の協議ルールなどの取り扱い。

平成17年中のシステム構築を目指して、取り組んでいくこととする。

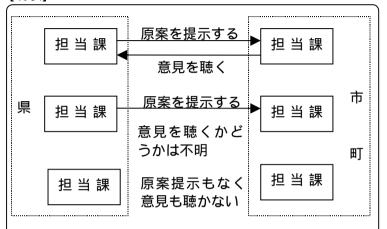
1

X

\_

ジ

# [現状]



- ・市町意見を県政に反映するルールが不明確
- ・法律に基づく市町への意見照会はまだ多くない
- ・文書照会や担当者会議、市町長要望など形態は多様

# ○県と市町間を規律する調整ルールがない

- ・地方分権一括法による地方自治法改正で導入された関与の法定主義は、県と市町間の調整ルールを定めたものではない
- ・地方分権一括法による地方自治法改正で導入された国・地方係争処理委員会等は紛争時のみ
- ・欧米では県(州)と市町間で明確な役割分担が あり、調整の必要性が低い

# [県と市町を対等・協力、透明な関係に]

~滋賀県・市町対話システム~

[目的]市町からの事前の意見聴取、提案機会を透明な手続きのもと確保することにより、県と市町の対等・協力関係の構築に資する

[制度]多様な手法をメニュー方式により提示するとともに、県は案件に応じて 選択したいずれかの手法で必ず市町の意見聴取または提案機会を確保す るという最低限の統一的なルールを示す制度とする

[対象]県の政策方針、条例・規則・要綱等、行政計画等

# [手法の種類(例)]

- ・レベル 首長間、担当部長間、担当課長間、振興局と市町 など
- ・形 態 協議会、懇談会、調整会議、文書往復 など
- ・段 階 構想、原案調整、原案修正、最終案確定 など
- ・公 開 会議公開、議事要旨公開、往答文書公開、第三者参加 など



・意見等の反映結果は公表

効果 住民等:透明性の向上、自治参加意欲の促進

市町:対等関係での県政参画、政策形成能力向上

県 : アカウンタビリティの向上、決定後の市町の協力、地域ニーズの把握

滋賀県型の新しい自治システムを構築することができる

## 課題

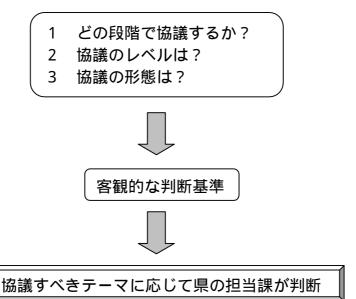
地方分権の推進 市町村合併の進展



○調整ルール (対話制度)の見直し

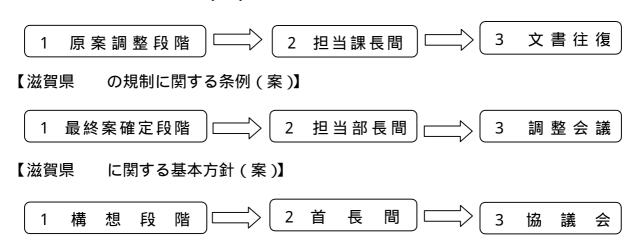
# 滋賀県・市町対話システムのイメージ

1 システム適用の際の判断について



2 協議のイメージについて

【滋賀県 に関する要綱(案)】



- 1 テーマによっては、複数の段階で協議することも想定。
- 2 要は、これまで個別に行っていた市町との協議を定型化し、一定のルールを定めるもの。
- 3 協議結果の公表 協議の内容は原則として公表する。

# テーマ3 県から市町への権限委譲について

## 1 権限委譲の経緯

(1) 平成 1 2 年地方分権一括法

機関委任事務の廃止・法定受託事務の整備

国と地方の対等・協力関係

国から地方への権限委譲

# 条例による事務処理の特例制度の創設

都道府県と市町村の対等・協力関係

都道府県から市町村への権限委譲(地域の実情に応じた権限委譲)

# 特例市制度の創設

人口20万人以上の市に権限をまとめて委譲

#### (2) 本県の取組方針

# 対等・協力のパートナーとして連携・協力

市町村は基礎的な地方自治体、県は広域の地方自治体として役割を分担 豊かな地域社会の創造と住民福祉の向上を目指して連携、協力

# 市町村優先の考え方に基づく権限委譲の推進

住民に身近な市町村において地域の課題の解決を完結して行えるよう、県は市町村と協議し、市町村の理解と協力を得ながら権限委譲を推進

## (3) 本県の取組

# 滋賀県・市町村権限委譲検討協議会の設置

住民の満足度や市町村の自主性、主体性を高める観点から権限委譲項目等を協議 平成13年度から16年度までの実施計画を策定

# 権限委譲事務の決定

15事務196項目の市町村への権限委譲を協議会で決定 平成13年度から平成16年度にかけて13事務157項目を委譲

#### (4) 権限委譲の状況

# 権限委譲の総数 32事務376項目

地方分権一括法施行前に権限委任された事務の一部 地方分権一括法施行後に権限委譲された事務権限

# 2 さらなる権限委譲の推進

# (1) さらなる権限委譲の必要性

# 権限委譲実施計画の終了

現状を踏まえた新たな権限委譲の推進

# 市町合併の進展

市町の行財政基盤の拡大・強化に応じた権限委譲の推進

# 地域の多様な主体の活動の展開

住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体との協働など地域の自立と協働の自治への転換に向けた権限委譲の推進

# (2) 推進に当たっての視点

# 生活者原点の発想への転換と充実

分権型社会に向けて、地域の実情に即した政策を生活者原点で発想し、多様な意見を取り込みながら企画立案し、地域の課題の総合的、一体的な解決に取り組む。

# 住民等に最も身近な地方自治体である市町の優先

地域の多様な主体との地域づくりを最も行いやすいのは、それに最も身近な市町であることから、できるだけ市町において地域の課題の解決を完結して行える体制を整える。

# 住民等とのパートナーシップの構築

地域の多様な主体が自主的な活動を展開してきており、こうした地域の多様な主体との協働をさまざまに工夫して実施し、今後の自治を確かなものとし、地域の公共サービスの厚みを増す。

## 3 権限委譲の進め方

# (1) 県と市町の委譲協議

# 県と市町の協議組織の設置

分権型社会の実現に向けて、委譲事務の選定基準、権限委譲項目、委譲方法、支援方法など、市町と県が対等・協力の関係の下で協議

# 権限委譲計画の策定

権限委譲項目や委譲方法等について平成17年度中に策定

# (2) 主な協議内容

## 委譲事務の選定基準

事務処理の迅速化等による住民サービスの向上につながる権限 市町の個性をいかした地域づくりの推進が可能となる権限 事務の一元的な処理による事務処理の効率化が図れる権限

# 権限委譲項目

できるだけ多くの権限委譲項目を選定

# 委譲方法

受入体制や規模等に応じた柔軟なメニュー方式 総合的・一体的な事務処理を促進するパッケージ方式 市町の規模に応じた一括方式

# 支援方法

財源、人材等の支援方法

## (3) 協議の公表

協議の内容は原則として公表する。

## 4 まとめ

具体的な権限委譲にあたっては、以下のような留意点等がある。

- ・地方分権型社会に向けて、住民等に最も身近な市町が地域の課題の解決を総合的・一体的に完結して行えることにつながる権限を委譲すること。
- ・広域連合による受入、市町の受入体制や規模等に応じた権限の委譲方法を工夫すること。
- ・市町において権限委譲された事務を円滑かつ適切に実施していくことができるようにい ろいろな支援方法等を検討すること。
- ・市町と県が対等・協力の関係のもとで双方向に議論しながら、権限委譲を進めていくこ と。
- ・市町から県に対して委譲の申出または要請があった権限については、市町の自主的・主体的な委譲希望を尊重し、できる限り市町に権限を委譲すること。

次年度において、所要の検討組織を設け、市町や住民の自己決定権の拡充につながる権限 会譲を目指して、取り組んでいくこととする。

# - 参考資料-

- (1) 設置要綱
- (2) 運営等について
- (3) 委員名簿
- (4) 検討協議の経過

# (1) 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 分権一括法により対等・協力の関係となった県と市町が、地方自治を取り巻く環境が 大きく変化していく中で、市町村合併の進展等を踏まえつつ、これからの滋賀の自治を担っ ていくための新たなパートナーシップの構築に向けて、協働で検討・協議するため、滋賀県・ 市町パートナーシップのあり方検討協議会(以下「検討協議会」という。)を設置する。

# (検討・協議事項)

- 第2条 検討協議会においては、次の事項について検討・協議する。
- (1) 県と市町の役割分担と負担のあり方
- (2) 県と市町の対話システム
- (3) 県から市町への権限委譲

#### (構成)

- 第3条 検討協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。
- (1) 市町の助役(滋賀県市長会および町村会が依嘱した者。助役が置かれていない団体にあっては総務担当部長または総務担当課長。)
- (2) 滋賀県政策調整部長、総務部長、政策調整部次長、総務部次長 総務部管理監(行政経営改革担当)
- (3) 学識経験を有する者

#### (座長)

第4条 検討協議会に座長を置き、構成員の互選によって定める。

#### (関係職員等の出席)

第5条 検討協議会に、関係職員その他必要な者の出席を求めることができる。

# (会議の公開)

第6条 検討協議会の会議は、原則として公開する。

#### (事務局)

第7条 検討協議会の事務局は、滋賀県総務部行政経営改革室および市町村振興課、滋賀県市 長会事務局ならびに滋賀県町村会事務局が所掌し、庶務は、滋賀県総務部市町村振興課にお いて処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### 付則

この要綱は、平成16年11月29日から施行する。

# (2) 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会の運営等について

# 第1 テーマ

# テーマ1 県と市町の役割分担と負担のあり方

- ・「市町村優先の原則」、「近接および補完性の原理」を踏まえた、新たな役割 分担と協力関係の構築
- ・県民、地域社会、NPO、企業など地域の多様な主体との協働の推進

## テーマ2 県と市町の対話システム

・ともすると単なる理念に終わりがちな「対等協力関係」についての統一的な取り組み方策 (ルール) の構築

# テーマ3 県から市町への権限委譲

・地域の総合的な行政主体としての住民に身近な市町の役割の拡大や、住民サービスの向上の観点などからの、新たな権限委譲の推進

# 第2 開催予定等

11月29日 第1回 ... 各テーマについての県からの説明等、意見交換

1 月 中 旬 第2回 ... 意見交換

2 月 中 旬 第3回 ... 各テーマのまとめについて意見交換

## 第3 その他

その他検討協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

# (3) 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会 委員名簿

区分	氏	名	現 職	備考
市長会	佐 藤	臤貝	大津市助役	
	岩田	正春	彦根市助役	
	奥	善夫	八日市市助役	2月11日 東近江市設置
	山崎	寛 治	草津市助役	
	今 井	惠之助	甲賀市助役	
町村会	土井	典 彦	志賀町助役	
	角	清 和	   蒲生町助役 	
	白 方	由美	豊郷町助役	
	川地	勲	浅井町助役	
	是 洞	尚 武	余呉町助役	
県	川尻	嘉徳	滋賀県政策調整部長	
	馬場	章	滋賀県総務部長	座長
	馬淵	義博	滋賀県政策調整部次長	
	伊藤	信	滋賀県総務部次長	
	Ш 🗆	逸司	滋賀県総務部管理監	
学 識	新川	達郎	同志社大学大学院教授	
経験者	西尾	久美子	   エコ村ネットワーキング副理事長 	
	川勝	豊子	県民委員	
	別所	昭 和	県民委員	

# (4)検討協議会の経過

#### 第1回

日 時: 平成16年11月29日(月)14:00~16:00

場 所: 県庁本館4 - A会議室

内容:1.検討協議テーマについて

- (1) 県と市町の役割分担と負担のあり方について
- (2) 県と市町の対話システムについて
- (3) 県から市町への権限委譲について
- 2.検討内容

各テーマについての滋賀県からの説明等を行い、意見交換を行った。

#### 第2回

日 時:平成17年1月14日(金) 14:00~16:00

場 所:大津合同庁舎7-A会議室 内 容:1.キーノートスピーチ

新川委員

西尾委員

- 2.検討協議事項
- (1) 県と市町の役割分担と負担のあり方について
- (2) 県と市町の対話システムについて
- (3) 県から市町への権限委譲について
- 3.検討内容

第2回開催までに、第1回に県から説明した各テーマについて、 各構成市町の意見等とそれに対する県の考え方を示し、第2回では、キーノートスピーチ、意見書の紹介を行い、それらに基づき各テーマ毎に意見交換を行った。

#### 第3回

日 時: 平成17年2月2日(水) 14:00~16:00

場 所:滋賀県庁本館2階第3委員会室

内容:1.検討協議事項

- (1) 検討協議会報告(案)について
- (2) 今後の検討協議会の運営等について
- 2.検討内容

これまでの検討協議に関して、一定のとりまとめとした報告(案)の 説明および意見交換と、当検討協議会の今後の運営等についての協議を 行い、報告(案)の取りまとめと今後の運営等の確認のため、第4回の 開催が決定された。

# 第4回

日 時: 平成17年2月23日(月)14:00~16:00

場 所:滋賀県庁本館2階第3委員会室

内容:1.検討協議事項

(1) 検討協議会報告(案)について

(2) 今後の検討協議会の運営および検討案等について

2.検討内容

検討協議会報告(案)の最終確認と今後の検討協議会の運営および 対話システム構築に向けた検討案とさらなる権限委譲に向けた検討案に ついて、意見交換し、次年度の具体的な検討の方向が示された。